

SEMI D53-0708

SPECIFICATION FOR LIQUID CRYSTAL DISPLAY (LCD) PELLICLES

LCD 用ペリクルの仕様

NOTICE: This translation is a REFERENCE COPY ONLY. If differences should exist between the English version and a translation in any other language, the English version is the official and authoritative version.

免責事項： この SEMI スタンドアードは、投票により作成された英語版が正式なものであり、日本語版は日本の利用者各位の便宜のために作成したものです。万が一英語と日本語とに差異がある場合には英語版記載内容が優先されます。

SEMI スタンドアード日本語翻訳版をご利用にあたっての注釈を本文の末尾に記載しております(「すべきである」「しなければならない」について等)。

本スタンドアードは、Flat Panel Display – Mask Global Technical Committee で技術的に承認されている。現版は 2008 年 5 月 13 日、global Audits and Reviews Subcommittee にて発行が承認された。2008 年 7 月に www.semi.org で。

1 目的

1.1 本仕様では、LCD マスク用ペリクルのスタンドオフ、透過率、そして強度の各々に関するスタンドアードを規定する。

2 範囲

2.1 ここで述べる各寸法は原則として、LCD 製造に用いられるマスク用ペリクルについて適用されるものとする。対象とするマスクサイズは、330 × 450 mm から 1220 × 1400 mm の範囲とする。

注意： このスタンドアードおよび安全ガイドラインはその使用に関連した全ての安全上の問題を取り扱うことを意図していない。この文書の使用者は、その責任において、適切な安全および健康上実施すべき事項を決定し、また使用前に法規制やその他の制限への適用性を判断するものである。

3 参照スタンドアードおよび文書

3.1 SEMI スタンドアード

SEMI D6 — Specification for Liquid Crystal Display (LCD) Mask Substrates

注意： 別途指示のない場合、引用された全ての文書は最新版を指す。

4 用語

4.1 定義

4.1.1 スタンドオフ (*stand off*) — マスクもしくはレチクル上からメンブレンまでの一定距離。

5 発注情報

5.1 発注情報はユーザとサプライヤ間での話し合いによる。

6 要求条件

6.1 スタンドオフサイズ (*Stand Off Size*) — スタンドオフサイズは表 1 に示されるように規定されなければならない。

6.2 最小透過率 (*Minimum Transmittance*) — 平均透過率は、360~440 nm の波長範囲内で、94.5%以上でなければならない。

6.3 ペリクルフィルム強度の測定条件 (Measurement Condition for Pellicle Film Strength)

6.3.1 エアブLOWによって破壊されないこと。

6.3.2 エアノズル直径が 1 mm であること。

6.3.3 空気圧が 3 kg/cm² であること。

6.4 エアノズルからフィルムまでの距離が 5 cm であること。

6.5 エアブLOW時間が 5 秒間であること。

表 1 スタンドオフサイズ (mm)

マスクサイズ	スタンドオフ
330 × 450	5.9
390 × 610	5.9
520 × 610	5.9
500 × 750	7
520 × 800	5.9
800 × 920	7
850 × 1000	7
850 × 1200	7
850 × 1400	7
1220 × 1400	7

注意：SEMI は、本書に定められたスタンダードおよび安全ガイドラインが個々のケースに適するか否かの保証も言明もしていない。本スタンダードあるいは安全ガイドラインの適、不適を判断するのは、利用者各位の責任となる。また利用者各位は、ここに記載されている製造者の指示、製品ラベル、製品データシート、そのほかの関連文献を必ず参照のこと。なお、スタンダードおよび安全ガイドラインは予告なしに変更されることがある。

本スタンダードあるいは安全ガイドラインを発行することにより、SEMI は、本スタンダードあるいは安全ガイドラインの中に記載された各項目に関連する特許権または著作権の効力の有無について責任ある立場にはない。各特許権または著作権の有効性および権利侵害の危険性についての判断は、本スタンダードあるいは安全ガイドラインを使用する利用者各位の責任となる。